

令和2年4月17日

保護者・地域の皆様へ

仙台市教育委員会  
教育長 佐々木 洋

学校における働き方改革について（お知らせ）

保護者・地域の皆様には、本市教育行政に多大なるご理解をいただいておりますことに感謝申し上げます。また、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて、教育委員会と学校の取組にご協力をいただいておりますことに御礼申し上げます。

さて、学校における昨今の課題の一つである「働き方改革」は、学校の状況を改善し、子どもたちが将来にわたって質の高い教育を受けられるようにするために必要不可欠なことです。

昨年度、保護者・地域の皆様のご理解のもと、各校の様々な努力により、正規の勤務時間以外の勤務時間の増加傾向を止めることができましたが、依然として深刻な状況であり、更なる取組が急務であるととらえております。

そのため、本年4月に市条例を改正し、教職員の正規の勤務時間外の在校等時間に上限を設定して、勤務時間・健康管理を意識した学校における働き方改革を一層推進することにいたしました。

これにより、本年度も各学校では、

- ・定期的に定時退庁日を設ける。
- ・夏季閉庁日を8月11日（火）から8月14日（金）とする。
- ・部活動時間の適正化や休養日の設定等を行う。
- ・正規の勤務時間外の「電話自動音声案内」を導入する。（7月導入予定）
- ・教職員の年次有給休暇の取得促進を図る。

などを実施いたしますので、保護者・地域の皆様におかれましては、一層のご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

なお、5月2日（土）から5月6日（水）までの間、部活動など必要がある場合を除き、教職員が出勤しないこととなります。ご理解くださいますようお願い申し上げます。